

## 市民との関係を重視した旭川市議会の改革 三井幸雄・元旭川市議会議長インタビュー

栗山町議会基本条例制定がきっかけとなった議会改革は、小規模自治体の議会（小規模議会）からはじまり、これに触発されて大規模自治体の議会（大規模議会）も基本条例を制定し改革に取り組むようになりました。しかしながら、大規模議会の改革は規模の大きさに由来する問題や、小規模議会とは異なる政党会派を軸にした運営などの問題があり、しかもこれらの実態がよくわかっていません。そこで、議会技術研究会では、大規模議会の論点を整理し、さらに大規模議会論を構築するための第一弾として、中核市・旭川市の元議会議長・三井幸雄さんにインタビューを行いました。聞き手は研究会共同代表の西科純と渡辺三省、同研究会運営委員の高野謙、同研究会顧問の神原勝と辻道雅宣の各氏です。

### 会派と政党と議会はどの関連しているか

——大規模議会の改革はどのようなかたちですんでいるのか。大規模議会運営の中心になっているものとして政党会派の存在がありますが、この会派はどういう実態をもっているのか、今日は主に議会の会派についてお聞きしたいと思います。  
旭川市議会基本条例第八条で「会派を結成することができ」と定めています。四月一日現在の会派は、自民党・市民会議一〇名、民主・市民連合九名、公明党五名、共産党四名、虹と緑二名、無所属三名というかたちですね。この会派の定め以外に運営などの取り決めで文章化されたルールは他にありませんか。それに会派は、議会運営においてなくてはならないものでしょうか。

三井 そういった取り決めはありません。会派とはこういったもので、こうすべき、という取り決めはありませんが、二名以上で会派を結成できます。一時期、一人会派といていた時期もありましたが、二名以上が会派で、それ以外にとくに取り決めはありません。

議会は会派制をとっているのです、スムーズに議会運営するためには必要なのだと思います。無所属の議員もいますが、議員一人ひとりがそれぞれ一つの会派になると收拾がつかなくなり、とりまとめるのに苦労すると思います。会派でまとめた方が議会運営はやりやすい。同じような考えの議員が集まって会派をつくることになりました。

民主・市民連合の会派だと、民主党の公認・推薦議員。自民党・市民会議のなかには自民党の公認・推薦を受けていない議員もいますが、会派は

政党を中心としたかたちになります。公明党と共産党は明確で、全員公認の議員で会派が結成されています。

——地域のなかで民主党、自民党としてのかたまりは、旭川市政をめぐる理念や政策の共有でまとまっているのではなく、中央政党とのつながりで束ねたものですね。

三井 市長を推薦している政党として、民主・市民連合は市長与党の立場になりますから、市政に關わつては与党・野党という考えもあります。かたまりの根拠は、中央政党とのタテのつながりです。

——会派は市政に対してどういう政策をもっているのか。議員選挙のとき会派所属の議員は個人の政策の主張をすることはあっても、会派の政策はほとんどしない。だから議会運営では重きをなす会派ではあっても、必ずしも政治や政策を共有している単位として市民の目には映らない。そうしたことから、会派が議会運営にとって不可欠なものであることと市民の認識との間には大きなギャップがある。その点をどう考えたらよいでしょうか。

三井 各会派の市政に対する政策は、政党を根拠にしたものを中心です。会派ごとに毎年度予算要求し会派としての姿勢はあるのですが、市民には分かりづらいのかもしれない。市長の与野党という考えがあり、旭川市長は民主党の推薦を受けているので、民主党の政策が予算に反映されるよう、要求行動をします。

### 会派は議員の活動を縛つてはいないか

——会派が与野党化し、市長の与党であれば政

策要求、予算要求は通りやすいが、野党だと要求は通りにくくなるとすれば野党の存在意義はどこにあるのか。議院内閣制であれば与野党の形成は制度的に不可欠ですが、自治体は二元代表制なので議会は与野党の論理でいけるのだろうか。

**三井** 市長はケースバイケースで判断している。与野党の政策要求はすべて通り、野党の要求はすべて通らないということではない。共産党と公明党は、市長の与野党でも野党でもない姿勢ですが、政策要求はしており、市長の判断でいいものは取り入れ、市長の政策に合致しないものはやらない。市長は政策の内容で判断しますから。与野党からいい、野党だからだめ、という判断はしていない。

——与野党ではなく、議会全体として長に向き合う議会運営の方法を考えた方が、より市民に近くなるのではないか。

**三井** 与野党、野党の立場で直接市長に向き合っているわけではない。与野党という意識はあっても、それが市政に影響を及ぼしているわけではない。

——政党本部あるいは上部組織が地域の支部に對して細かいことまで指示できないから、議会の会派は政党に所属はするけど地域独自の判断で活動するということですか。

**三井** 議会の会派は政党の政策に縛られているわけではないし、政党の政策を実現するために会派をつくっているわけではない。

——予算は政策的判断ですから、予算要求みると会派の政策的考えが分かるのだろうか。一般的に、市民に対してわが会派の政策はこうだと示している例はほとんどない。

**三井** 難しいことですが、なぜ会派としてかた

まっているのかというと、政党の考え方がありません。たとえば、平和、憲法の問題など、会派に入る一つの判断になると思います。

——中央の政党であればそうなるでしょうけど、地方で考えると、実際に議員が関心をもつ政策課題は会派横断的な内容になることが多いと思います。会派には所属しているけど、議員としての活動は、いろいろな政策を横断的に共同でやる方が大事だと思えますが、そうした活動は活発におこなわれているのでしょうか。

**三井** 個々の議員の努力しだいです。政党が掲げている政策に共感している集まりであり、たとえば憲法九条改正についての賛否が、会派に入る判断になると思います。しかし、会派は個々の議員の活動に対して縛りをかけていません。

——たとえば票決で、賛否の態度を決めるときに会派の拘束はないのでしょうか。

**三井** 票決の段階では会派としての判断はしますが、拘束はほとんどしていません。議案によっては会派のなかでも賛成できないという議員が出てきますが、そういう場合は、退席するなどの措置をとっています。拘束をかけていませんし、とくに原発の問題では会派内でも賛否が分かれます。

### 「会派間の合意形成」が意味する意味

——議会基本条例で会派の規定を設けているところは、どこも「会派間の合意形成に努める」と定めています。会派の合意形成として、会派代表者会議とか、幹事長会議など議会によって名称はいろいろありますが、重要な問題が会派代表者会

議で方向性が決まってしまうことになる、委員会の審議が形骸化しかねないのではないのでしょうか。

**三井** 会派代表者会議で議論する内容は限定しており、議案を判断することはありません。議案については、議会運営委員会が詰めます。会派代表者会議は人事にかかわるもの、たとえば市長提案の特別職については理事者から提案があり、そこで一定の議論をして判断していくことはあります。議案を審議することはありません。人事だけです。

——たとえば札幌市議会で意見書を議決（採択）するとき、よほどのことがないかぎり、全会派一致のかたちをとります。幹事長会議では、ある程度議論され、ある箇所は共産党が反対し、一方自民党からはこうしてほしいなどと議論されますが、本会議に上程するときにはまるで議論がなかったかのようになります。代表者会議ではいろいろな議論されてもどんな議論があったのかわからない。かりに全会派一致になったとしても、いろいろな議論があった場合、それは見えたほうがいい。旭川市議会でどのようなかたちでやっているのですか。

**三井** 意見書などは、全会派一致が原則です。全会派一致になったものは、議会運営委員会が提案してまとまりますが、賛否一致しないものは会派が提案します。全会派一致にするために、自身の議論は議会運営委員会の代表者が中心になって文言の整理をしますが、一致しなければそうした作業はしません。

——札幌市議会をはじめ議会が改革に取り組むときは、各会派の代表で構成される議会改革等検討委員会などを設けますが、議論の内容や運営の方法は非公開です。「公開にすると各会派の利害

が表面化して調整がつかないから、公開にできない」と、委員長が非公開にする理由を述べた新聞報道がありました。

**三井** 旭川市議会はすべて公開で行いました。議会基本条例の検討委員会、議員の定数報酬の検討懇談会、二年に一度行う議会運営の評価と検証、これらはすべて公開で運営しています。

ただ、議会運営委員会の代表者会議は非公開で行っています。議案の賛否の調整や、意見書の文言の調整などは公開していませんし、会派代表者会議も公開していません。委員会は公開しています。

議運の代表者会議を公開しないのは、議論が途中で流動的なものは会派の調整がつかない、なので、公開していません。

### 会派形成のメリット・デメリット

——中央の政党系列で会派ができることはわかりましたが、議会が活発に政策活動をおこなうという視点からすれば、会派横断的に、政策課題によって多様なグループができるのが自然な流れで、それが理想ではないかと思うのです。それが議員を束ねた政党会派が中心になっていくと、たしかに議会運営がスムーズになっていくかもしれませんが、半面で議会としての政策活動が硬直化してしまうのではないだろうか。

**三井** 旭川市議会は、旧民主、自民、公明、共産の各会派があり、いま自民党保守系は一つですが、二つ、三つの会派に分かれていたことがあり、私が議長になったときは、二つでした。

——ほかの議会ですが、議長人事をめぐって会

派が分かれることがあると聞きます。

**三井** 議長選挙にかかわって会派が分かれることはあります。会派内グループでどちらのグループが議長を出すか争うことがあります。私が最初に議長になったときは、保守系の会派が二つあり、民主系と保守系は同数だったため、くじで議長を決めました。二回目に議長になったときは、二つの保守系会派の考えが異なり、一つの会派が私を推薦したので議長になりました。議長、副議長のポストをめぐって、会派間での駆け引きがありました。

——会派は議会運営にとってメリットがある反面、デメリットと感ずることがあつたでしょうか。

**三井** デメリットとしては、会派を構成している議員が、そのときどきの政策判断によって、納得していなくても、会派の決定に縛られることがでてくると思います。同意できなくても、会派の決定にしたがうことがあります。

——会派が政策集団だったら、どんな問題に対しても、常に全員の考えが一致してまとまることはあり得ない。最後の意思表示をどのようなかたちにするかは、自由にして議員個々の見識にゆだねるべきだと思います。

**三井** 会派の縛りをどこまでかけるかで、自分の気持ちのなかでは一〇〇パーセント同意できなくても、同意しているように振る舞うかもしれませんが、それによって会派が縛りかけることはありません。

### 議会の監視・提案機能と会派

——議会改革一〇年が経って強調されるのは、

議会は機関として執行機関を監視し、批判していく姿勢が大事だということ。それと議会として必要なら政策提案を積極的に行うこと、批判と提案の機能の二つです。

大きな議会では会派を単位に考え、とくに与野党という視角でみた場合、与野党は長に対して批判があまくなるし、提案も積極的にならない。野党は、批判は厳しいけれど、提案は受けつけてくれないのでしなくなる。こうして批判と提案の議会機能は全体として沈滞化してしまう問題があると思います。

**三井** 本来議会は野党的な性格でなければならぬと思っています。市長の提案に対し、どういう検証を行っていくか。与野党だから何でもすべて賛成をするわけではない。

ご指摘のように、与野党はあまくなる。野党は批判するけど、通らないので提案をしなくなることもあるかもしれません。

——委員会は会派というより議員個々がそれぞれ議論し、制度的に委員会として政策提案することができます。会派を超えた委員会としての政策合意を、対長との関係でもっと積極的にやっついていきたいと思います。

**三井** 徐々にやられるようになってきました。たとえば、議会基本条例で定めている議員間討議はあまりやられてこなかったのですが、新市庁舎の建設問題について議員間で討議して委員会の考えをまとめ、市長に提出しました。

——そうしたことがいろいろな政策の面で増えていくと、議会の意思を形成していくことに繋がっていく。

**三井** いろいろな課題に対して積極的にやるべきだと思えます。これからそうしたことが出てくると思えます。今後、いくつか大きな政策課題があり、新市庁舎建設のこと、公立大学設置の問題、ゴミの最終処分場建設が近いうちに課題になり、これらについては議員間討議が行われることになると思います。

—— 常任委員会は、総務、民生、経済文教、建設公営企業の四つありますが、三三名の議員を常任委員会の委員に割り振るときは、会派の議員数を考慮してバランスをとることになるわけですか。

**三井** そうです。  
—— 少数会派や無所属の議員が割を食うことはないのですか。

**三井** ありません。少数会派と無所属議員には、所属したい委員会の希望を念頭に置いて割り振ります。

—— 地方自治法の改正で、同一の議員が複数の委員会に所属することができるようになったのですが、ほとんどの議会ではやっていません。少数会派や無所属の議員が二つの委員会に所属できれば、活動の範囲が広がると思うのですが。

**三井** あらためて聞かれると、あまり議論したことがないですね。意外に単純な理由で、旭川市議会では常任委員会を開催できる部屋が二つしかないのです、二つずつ、二日間かけて行います。希望する委員会が同じ日だと、二つに所属することはできない。—— それぞれの議員は市民から選ばれるのですが、会派に入ると期数による格差ができて、一期目だと会派のなかで意見がいろいろ。一方で、期数を重ねた議員の発言が重んじられ、会派の活

動に影響する。市民から見ると期数の如何にかかわらず同じ議員ですが、旭川市議会はどうなっているでしょうか。

**三井** 市民から見れば会派は関係のないことで、個々の議員はそれぞれ活動しています。会派に所属していると、議員によって多少考えの差が出てきます。期数を重ねた議員から役職につきます。

### 議会の規模による議員活動の違い

—— 人口の少ないまちの議会は、議員選挙で無投票当選とか定数割れ、議員のなり手不足といった問題があります。旭川のような大きな議会です。規模議会のような問題が起きないのは、どういった要因だと思いますか。旭川市議会議員選挙で定数割れになることは考えられるでしょうか。

**三井** 定数割れになることはないですね。ただ、立候補者は少なくなってきた感じがします。正確な数は分かりませんが、議員のなり手が少なくなってきたのは事実だと思います。私が所属していた民主市民連合であれば、民主党が中心になって候補を探しましたが、なかなか大変でした。

—— なり手不足というのは、選挙そのものの問題なのか、議員活動自体に魅力を感じないのか、報酬が低いなど待遇が悪いからなのか。

**三井** 議員に魅力を感じないことがあるのかもしれないですね。旭川だと議員報酬でなんとか生活でき、ほとんどが専業の議員ですが、それ以外の市では議員報酬だけでは生活できませんよね。人口一〇万人以下の市議だと不可能だと思います。地方議会議員の年金制度がなくなつたので将来的な

不安があり、若い人が議員になりにくいことがあるかもしれません。志しはあっても生活が成り立たなければ議員に立候補できない。

—— 大規模議会の議員は、小規模議会の議員に比べて、日常の議員活動が忙しいと感じているのでしょうか。

**三井** 行政の範囲が広いので、それだけ課題も多いでしょうし、小さなまちの議員と比べるとやるべきことが多いと思います。課題に対応してやることが多い。

町議会の定例会は一週間から一〇日程度と短いですが、旭川市議会だと一カ月くらいありますし、議会に拘束される日数も多い。

—— 町村の議員はあまり不特定多数の人を相手に票の掘り起こしをしますが、札幌市議会議員は、不特定多数の市民なかに入り込んで、票を獲得するため、日常的にいろいろな会合に向き、土日はないに等しいと思います。つまり、選挙活動に関連して忙しさが違う感じがします。

**三井** そうですね。土日に地域の様々な行事がありますから、そこに顔を出すと土日の休みはほとんどありません。そうした活動の善し悪しは別問題ですが。

—— 個々の議員はそうした活動をしないと市民と接点を持っていないですね。

**三井** 様々な会合に出ることによって、地域の課題も分かってきますから。

### 市民と議会の意見交換会をはじめ

—— いま道外の大都市議会では、議会報告会、

意見交換会を行うために、議会が市民のなかに出ていくことはいいいことなのか、という議論があります。小規模な町村議会がはじめた報告会などは市議会にもひろがりしましたが、参加者が固定され、増えないという課題も出てきています。このため手法を変えた議会も出てきています。

旭川市議会では市民のなかに出て行く意見交換会を続けていますし、議会改革もすすめています。議長時代も含め、どういう思いで取り組んできたのでしょうか。

**三井** 市民との意見交換回は二〇一三年度からはじめ、年四日間行っています。最初はどんな方法がいいのか定まらなかったで、いくつかテーマを決めて、テーマに対する市民の意見を聞きました。第一回目は多くの市民が集まりましたが、議員の数が多すぎる、報酬が高すぎる、といった議会に対する批判の意見が多々ありました。

しかし、二回目からはそうした意見はほとんどなくなりました。市民のなかから、そうした議論はもうやめよう、建設的で具体的な議論をしようという意見が出て、議会、議員を批判する議論はほとんどなくなりました。現在は四つの常任委員会単位で行い、委員会のなかでテーマを決め、委員会に所属している議員が意見交換会に出席します。

当初は、参加したいテーマの希望をきいて振り分けていましたが、現在常任委員会単位で行っているので、議論も建設的な内容になっていると思います。ただ、参加する市民の数は増えていません。——意見交換会の議題は常任委員会の所管テーマになると思いますが、区域・エリアではなく、市内全体でテーマ、一会場というかたちですか。

**三井** 四つの常任委員会が会場を決めますが、だいたい市議会のなかで行っています。テーマによつては図書館、市立病院、公民館などで行うことがあります。市議会で行うほうが、集まりやすいし、準備もしやすい面があります。

——最初はどこでも、議会に対する批判が噴出し、一、二回経ると、テーマを決めて議論するようになりますね。

**三井** 最初は何でもいから意見をいつてほしいというかたちだったので、まず批判がたくさん出てきました。

——意見交換会をはじめたきっかけ、意図はどういうことだったのでしょうか。ほかの議会で実践しているのやってみようということだったのでしょうか。

**三井** そうですね。積極的に市民のなかに入っていくという意識はありました。

——旭川の意見交換会は、議会の行事として委員会単位で行っていますが、札幌市議会は議会基本条例で会派が行うことだと定めています。議会・委員会が行う市民参加、そして会派が行う市民参加、加えて、これは後援会活動になるかもしれませんが個々の議員が行う市民参加の三つになります。

**三井** 共産党は会派、党活動として行っています。

——議会で行うことになる、共産党は埋没してしまうからだといわれています。わが党の意見はいえども、議会で決定したことを責任を持って説明できるかという、反対していたので説明できないとなれば、矛盾が生じてしまうので、議会として行うことに消極的になってしまう、ということなのででしょうか。

ことなのででしょうか。

**三井** 旭川ではどの会派も積極的にやろうという意見でした。たしかに、議決のときに賛否が分かれて説明しづらいことがあるかもしれませんが、だからこそ、市民の前で意識的に積極的に話している面があるのかもしれない。

### 議会運営の評価と検証に市民が参加

——三井さんの話をうかがうと、普段から議会基本条例を意識して議員、議会活動している印象です。意見交換会などでは、頭の隅で議会基本条例は市民との約束として意識している気がします。

**三井** そうだと思います。基本的には議員それぞれの判断で、市民の意見に対して回答することはしないことにしています。そうであっても、議員のみなさんはけっこう意識して対応しています。とくに自分の地盤で意見交換会があれば、かなり意識してやっています。

——それはやはり、二年ごとに議会の評価と検証をやっているからだと思います。この評価と検証の報告をみて感じたのは、それぞれ評価項目を五段階で評価していますが、四が圧倒的に多い。議会改革をやっているのに市民の評価が高いのか、議会がやってきたことに対して、市民の評価が高くなっていると感じますか。

**三井** 課題を決めて評価検証し、議会運営委員会での評価し、市民が参加して検証します。そして市民の評価が高くなっていると感じます。評価、検証がどれだけ市民に浸透しているかという問題はあると思いますが、結果はホームページで公表

しているのに関心のある人は見ていると思います。  
二〇一三年から検証を市民にやってみてもらったのは画期的なことです。市民が議会を評価検証するのは全国の市議会では初めてなので『ガバナンス』(二〇一五年五月号、ぎょうせい)でも取り上げられました。

——町村議会では住民が厳しい評価をしているところがあります。議会基本条例の全項目の運用をチェックしてまとめ、それに対して市民が参加する改革検討会議で改善案を示し、それを運営委員会で検討して条例改正をしている議会もあります。

住民との意見交換会や評価検証を行っているのは、小さな町村議会だからできる、という声があります。旭川市議会のように大きな議会でやっているの、議会の規模とは関係ないということを確認しました。制度の仕組みとして取り入れるのは、大きな議会でも小さな議会でもできることです。

### 会派を積極的に位置づけるためには

——議会活動は、選挙で選ばれた個々の議員が中心なのか、会派などの議員の集まりなのか、それとも機関としての議会なのか。どこに力点があるべきなのだろうか。

**三井** 難しいですね。議員の活動はそれぞれ議員がおこなっていることになり。一つのかたまりとして会派、議会として行動することは出てきます。どれが、ということではないと思います。いろいろな活動の仕方が幅転されて、市民との関わりが深まっていくと思います。

——議員は選んでくれた有権者に対して責任を負わなければならない。議会も機関として責任を負わなければならない。会派は特別誰かに対して責任を負わなければならない、という問題はさしあたってない。そうすると議員や議会が責任を負えるようにするため、会派は個人の活動を有効なものにし、議会の活動をよりよいものにしていく、そういう仕掛けと位置づけていいだろうか。

**三井** そうだと思います。会派として何かをするということはありません。

——小規模議会は会派がないので、機動力をもって活動できる面が多々ある。ところが議員が多くなると、会派が対立して調整がつかなくなるのと、会派は議会の足を引く張っているのか、となる。しかし、会派を否定するのではなく、どうやったら会派を生かし、力を持つ議員と議会になつていけるか、積極的に位置づけたいのだけれど、会派のなかの様子が分からないので、どう考えればいいのか悩んでいます。

人々に対して説得できるかたちで、会派に対する肯定的な理論を形成するためにはどうしたらいいのか。

**三井** 市民は個々の議員に対して投票しているわけですから、会派はあまり関係がないので、会派はいらないという議論になるかもしれない。議会運営上、会派があつた方がやりやすいということとで会派ができていくのだと思います。

——先ほど三井さんがいわれたように、採決の会派拘束はないことが基本になり、意見がまとまらないときに調整はするけど、会派拘束をしない前提であればいい。

**三井** 共産党、公明党の会派はいろいろな議論をしても、会派の方針に反して造反することはないので、会派拘束をかけていると思います。民主、自民の会派でも議論や意思統一はしますが、絶対に従わなければならないという縛りはありません。採決で反対することはないけど、議場から退席することは認めています。

——会派と政務活動費(政活費)の関係はどうなっているのですか。

**三井** 政活費は基本的に会派に交付され、支出は会長が認めたものができます。会派に交付された政活費がそれぞれの議員の要求に基づき、会長が支出命令をしている。個々の議員へ定額支出することはありません。

——大規模議会の会派だと政活費の額は大きくなりますが、会派に所属していない議員はどうなるのですか。

**三井** 無所属の議員には、議員一人当たり計算で同額の政活費が交付されています。政活費交付の条例では、会派と会派に属さない議員に交付すると定めています。

会派の備品や事務費、旅費などで支出するものも多くあります。制度ができた当初、政活費は会派に交付し、会派に属さない議員個人に交付すべきではないという議論もありましたが、無所属であつても同じ議員なので、交付することになりました。

### 市民との関係を重視した議会改革

——議会基本条例を制定した以降、いろいろ改

革をやつてこれ、議長からみて力を入れてきた改革と、これから力をいれなければならないことがありましたら。

**三井** 議長のとときの経験では、議会基本条例を早期に制定すること、市民との意見交換会をいかに定着させ、議会の評価と検証を定期的にやつていくか、といった市民との関係を強化することを重点的に取り組んできました。

いまの議長もそのことを踏襲して取り組んでいると思います。民主系の議長が四代つづいています。自民保守系と民主系の議員はほぼ同数です。

旭川市議会が議会基本条例を制定したのは、市のなかでは早いほうですね。制定したときの議長は三井さんでしたか。

**三井** 当時の議長は保守系でしたが、民主党会派も推薦していました。

——それ以降は、民主党会派の議員がつづいていて、そのことが継続的な改革をすすめる力になつていたのでしょうか。

**三井** 自民保守系の議員より、改革の志向はあつたと思います。

——議会基本条例をつくるるとき、こんなものは必要ないという抵抗はなかつたのですか。

**三井** ゼロではないですけど、ほとんどの議員は賛成しました。なかには、なんでそんなものをつくらなければならないのかという議員もいましたが、全会派一致でスタートしました。

——議会運営全般に関して、自分たちが改革をすすめようとするとき、旭川が目していた中核市の議会はありましたか。

**三井** 旭川市議会が基本条例をつくるとき、基

本条例が目ざされブームのようなものがあり、私たちも栗山町議会へ勉強に行きました。全国的に条例制定の気運が高まっていた時期で、旭川でも条例をつくる気運になつていった。

中核市のなかでは意識していたところはありますが、基本条例をつくったときは、福島県の会津若松市議会をかなり参考にしました。議会事務局長を経験した市職員と議長を旭川に招き、議員研修会を行いました。条例をつくるときは、山梨学院大学の江藤先生に助言をいただきました。

——ここまで改革に取り組んできて、旭川市議会としては大体のレベルで機能を果たしていると評価していいでしょうか。

**三井** 私はそう思っています。

### 議会事務局の体制強化のために

——議会事務局職員の人事のとき、議長の関わりはどうでしょうか。

**三井** 職員に対してはほとんどありませんが、事務局長の人事は市長から打診されるので、意見をいうことはあります。私が議長のとときの議会事務局職員は二一名で、いまも変わらないと思っています。

——結構多いですね。札幌市議会事務局で四〇人くらいですから、人口比でも多いですね。議会事務局の構成で特色はあるでしょうか、たとえば法制部門あるいは調査に力点を置いているなど。

**三井** ほかの市と比較したことはありませんが、旭川は視察の受け入れが多く、それに対応する職

員が結構います。私が議長のとくに、議会事務局のホームページに「視察を受け入れます」と項目をつくりました。一日に四組、五組の視察がくることもあります。

——会派につく職員はいますか。

**三井** それは決めていません。旭川市議会事務局は総務調査課と議事課の二課です。

——近隣の議会と共同でやられていることはあるのですか。

**三井** 具体的な企画はありませんが、旭川市と八町（鷹栖、東神楽、当麻、比布、愛別、上川、東川、美瑛）の上川中部圏では様々な協議会があり、一市八町の議長会もあり、議長会には積極的に参加しています。情報交換が主です。

——市と町村で構成する議長会は珍しいですね。

**三井** これまで、地域の議長会にはほとんど出席していませんでした。私が議長になつたとき積極的に参加するようにし、その後も参加しているようです。議長会事務局の仕事は、各町議会の持ち回りでやっていますが、当番の町議会は大変だと思えます。局長と職員が一、二名のところが多く、農業委員会や監査委員会事務局との兼務も多い。町村議長会に旭川市議会が参加しているようなかたちです。

——条例の議員提案はどうですか。

**三井** 年の一つあるか、どうかだと思えます。——条例提案がすべてではないですし、ほかの政策的活動もしているのだと思います。

**三井** 議会として積極的に条例提案したい思いはあります。

——質疑や意見を通して、行政に条例をつくら

せればいいし、質疑や執行部を批判するのも政策提案になると考えれば、議会は幅広い政策活動をしていることになる。

**三井** 議会基本条例を議論しているとき、議会にも法務担当の専門職を置くべきだという議論がありました。大きな議会であれば、事務局職員を大学に研修で派遣することもありますね。法務に関わることを議論しました。

——専門職を置くと、逆にリスクになることもある。古い時代の行政法の体質がしみこんでいる人ではどうにもなりません。置き方が問題になる。栗山町議会は条例案を検討するとき、一般会議という仕組みを使います。行政の法務担当を呼んでいろいろ議論しており、行政の法務担当は、議会事務局職員と併任のかたちになっています。

### 市民との関係が議会活動の基本

——三井さんが議長になって三つの方針があり、一つは議会基本条例、二つめは市民との関係を重視する、そして三つめ議会活動の評価と検証、この三つはつながっています。そして市民との関係が中心になれば、大都市議会であつても町村議会と同じように活動できる。この基本がなくなると、大規模だからできる・できない、小規模だからできる・できない、という議論になる。議会改革は、市民との接点、市民と近づくのが原則だと思えます。

### 三井 市民との関係が活動の基本です。

——意見交換会参加者の固定化、少人数という課題はありますが、それぞれの議員、常任委員会

委員が前向きになつていくのが大きいと思います。議員は自己評価をし、外部検証されると、勝手気ままなことはないえない。それに地方自治の専門雑誌に掲載されると、しっかり活動しなければならぬという気持ち、構えになると思います。

**三井** そういう意識は高まつていっていると思います。——視察が増えてくると、旭川市議会の活動はすごい、と全国に広がるので、議員の人たちも引き締まつてくる。ところで、議長の立場として、議会をどう動かしていくかが重要で、問題意識のある人が議長になつたからこそ、議会基本条例を策定し、市民との意見交換会、評価と検証という市民との関わりを組み込んでいくことになつたと感じました。

**三井** 議会運営委員会の委員は、目的意識をもっている議員が多かった。議長を出す会派から議連の委員長も選出するので、連携はうまくいったと思いますし、議連委員長は意識の高い議員でした。議会基本条例をつくるときは私は議長ではありませんでしたが、基本条例の策定委員でした。四年議長を務めました。これまでは二年で交代するのが慣例になつていました。

——道内一七九の市町村議会がありますが、改革の進展の度合いは様ではない。手がつかない議会もたくさんあります。それでもそうした議会でも、このままではだめだと思つている議員が一人や二人はいます。どのような条件を整えば改革の窓が開くのか、三井さんは議長を経験されて、どんな条件が必要だと思いますか。

**三井** 議員の報酬と定数の検討委員会は、市民八名が参加して議論して、結論を導き出す手法で、

旭川ではじめての試みでした。積極的に市民の声を議会運営のなかに生かしていく意識がありました。改革するという全体的な気運があつたのが大きいと思います。議長一人では何もできません。——議会基本条例を制定してから以降の、議会運営等々を通じてそれがあつた程度定着することによって、行政の方が議会に対して向き合うときの姿勢に変化は見られますか。

**三井** 議会基本条例が直接なのは分かりませんが、議会が地域に出て活動していますから、行政も意識していると思います。

——総合計画の策定、各年度予算の議決、政策評価につながる決算の認定は、自治体政策の三大局面ですが、これに議会としてどう向き合ふのか、会派としての向き合い方、議員個人としての向き合い方、三つがありますが、それなりに向き合い方はできていますか。たとえば総合計画をつくるときに、議会、委員会として政策の提案をしているとか。

**三井** 総合計画をつくるときは、議会に総合計画策定調査特別委員会をつくり、議会できざまな議論をしました。市に対して議会が要望し、計画に反映されていると思います。これは従前からやっています。

——長時間になりましたので、このあたりで終わります。三井さんありがとうございます。

本稿は二〇一八年四月二一日に行つたインタビューをまとめたものです。文責・編集部